

ポイ捨ての禁止 !!



タバコの吸い殻や
空き缶などの

**ポイ捨ては
やめましょう!**

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例で【空き缶・空きびん、ペットボトル、タバコの吸い殻】などを捨てた場合には、2万円以下の過料が科せられます。

快適な生活環境を損ねないように
ルール・マナーを守りましょう!

江別市生活環境部環境室廃棄物対策課 ☎ 383-4217

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 ☎ 204-5197